

魚津市通所型サービスA実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年魚津市告示第22号。以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第2項第2号イに定める通所型サービスAの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「居宅サービス等に関する基準」という。）、魚津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成25年魚津市条例第2号。以下「市地域密着型サービスに関する基準条例」という。）、総合事業実施要綱の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数に換算する方法をいう。
- (2) 指定事業者 市が法第115条の45の5の規定に基づき、魚津市介護予防・生活支援サービス事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年魚津市告示第23号）により通所型サービスAを適切に提供できる事業所として指定した事業者をいう。
- (3) 地域包括支援センター等 法第115条の46に規定する地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託に基づいて介護予防ケアマネジメントを実施する居宅介護支援事業者をいう。
- (4) 指定通所介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第92条に規定する指定居宅サービスに該当する通所介護をいう。
- (5) 指定通所介護事業者 指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護の事業を行う者をいう。
- (6) 旧指定介護予防通所介護 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」

という。)第96条に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護をいう。

(7) 旧指定介護予防通所介護事業者 旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護の事業を行う者をいう。

(8) 指定地域密着型通所介護 市地域密着型サービスに関する基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護をいう。

(9) 指定地域密着型通所介護事業者 市地域密着型サービスに関する基準条第59条の3に規定する指定地域密着型通所介護の事業を行う者をいう。

(事業の目的)

第3条 通所型サービスAは、居宅要支援被保険者等に対し、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、居宅要支援被保険者等の心身機能の維持回復を図り、もって居宅要支援被保険者等の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(事業内容)

第4条 通所型サービスAの事業内容は、次に掲げる日常生活上の支援のうち適切な介護予防ケアマネジメントに基づき、当該介護予防ケアマネジメントの実施者が居宅要支援被保険者等にとって必要と認める1つ以上のものとする。

(1) 入浴、排せつ等の介助及び健康状態の確認

(2) 生活機能の向上を目的とした活動

(3) 生活等に関する相談及び助言

(4) その他、居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援

(利用回数及び利用時間)

第5条 通所型サービスAの利用回数は、次の各号に掲げる回数を目安とし、地域包括支援センター等の介護予防ケアマネジメントにより決定する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 事業対象者及び要支援1の者は、週1回とする。

(2) 要支援2の者は、週2回以内とする。

2 利用時間は、1日の利用につき5時間以内とする。

(通所型サービスAの費用の額)

第6条 指定事業者により実施する通所型サービスAに要する費用(以下「サービス事業費」という。)の額は、別表に定める単位数に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)に定める魚津市の地域区分における割合を乗じた額とする。

2 前項のサービス事業費の算定に当たっては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の例によるものとする。

（従業者の員数）

第7条 指定事業者が通所型サービスAを行う事業所（以下「サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）生活相談員 通所型サービスAの提供日ごとに、通所型サービスAを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該通所型サービスAを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

（2）従事者 通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に専ら当該通所型サービスAの提供に当たる看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員又は機能訓練指導員が勤務している時間数の合計数を、当該通所型サービスAを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、通所型サービスAを利用する居宅要支援被保険者等（以下「利用者」という。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

2 前項の規定にかかわらず、当該サービス事業所の利用者の定員（以下「利用定員」という。）が10人以下である場合の従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者（専ら当該通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従事者又は当該サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

（管理者）

第8条 指定事業者は、サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理

者を置かなければならない。ただし、サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該サービス事業所、施設等の他の職務に従事することができる。
(設備及び備品等)

第9条 指定事業者は、サービス事業所に食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスAの提供に必要なその他設備又は備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれに必要な広さを有するものとし、その合計した面積が3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であること。ただし、食事の提供及び機能訓練の実施に支障のない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所型サービスAの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定事業者は、前項ただし書の場合(指定事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に通所型サービスA以外のサービスを提供する場合に限る。)は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 市長は、指定事業者が指定通所介護事業者、旧指定介護予防通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、旧指定介護予防通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで又は市地域密着型サービスに関する基準条例第59条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ通所型サービスAを利用しようとする者(以下「利用申込者」という。)又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程に関する規定の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定事業者は、正当な理由なく通所型サービスAの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定事業者は、サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第13条 指定事業者は、通所型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証により被保険者資格の有無及び要支援認定又は事業対象者の認定（以下「認定等」という。）の有無及びそれらの有効期間を確認するものとする。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して通所型サービスAを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の手続に係る援助)

第14条 指定事業者は、通所型サービスAの提供開始に際し、利用申込者の受給資格を確認するものとし、受給資格がない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに認定等がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定事業者は、介護予防ケアマネジメント（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、認定等の更新の手続が遅くとも当該利用者が受けている認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第16条 指定事業者は、通所型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス事業費の支給を受けるための援助)

第17条 指定事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、利用申込者が省令第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービス事業費の支給を受けることができる旨の説明、地域包括支援センター等に関する情報の提供その他のサービス事業費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(事業サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第18条 指定事業者は、省令第140条の62の5第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等ごとに作成されている計画(以下「事業サービス計画」という。)又は介護予防サービス計画(省令第83条の9第1号ハに規定する計画を含む。)が作成されている場合には、当該計画に沿った通所型サービスAを提供しなければならない。

(事業サービス計画等の変更の援助)

第19条 指定事業者は、利用者が事業サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「事業サービス計画等」という。)の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(個別計画の作成)

第20条 サービス事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別計画(以下単に「個別計画」という。)を作成するものとする。

(サービス提供の記録)

第21条 指定事業者は、通所型サービスAを提供した際には、当該通所型サービスAの提供日及び内容、当該通所型サービスAについて総合事業実施要綱第17条の規定により利用者に代わって支払を受ける(以下「法定代理受領」という。)サービス事業費の額その他必要な事項を利用者の事業サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、通所型サービスAを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、

文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第22条 指定事業者は、総合事業実施要綱第17条の規定による法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに要する費用の額（法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより市が算定した費用の額（その額が現に当該通所型サービスAに要した費用の額を超えるときは、当該通所型サービスAに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定事業者を支払われるサービス事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際は、その利用者から支払を受ける利用料の額と通所型サービスAに要する費用の額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

5 指定事業者は、前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第23条 通所介護従業者は、現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第24条 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従業者の管理及び通所型サービスAの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 サービス事業所の管理者は、当該サービス事業所の従事者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第25条 指定事業者は、サービス事業所ごとに次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスAの利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第26条 指定事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供できるようサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所ごとに当該サービス事業所の従業者によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 指定事業者は、従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第27条 指定事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策等)

第28条 指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第29条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第30条 指定事業者は、サービス事業所の見やすい場所に第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択の資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定事業者は、当該サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 指定事業者は、サービス事業所について広告する場合において、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定事業者は、提供した通所型サービスAに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定事業者は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関

して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第35条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定事業者は、第9条第4項の通所型サービスA以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（会計の区分）

第37条 指定事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第38条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 個別計画

（2） 第21条第2号に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（4） 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置

についての記録

(通所型サービスAの廃止又は休止の届出に伴う便宜の提供)

第39条 指定事業者は、通所型サービスAの廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該通所型サービスAを受けていた者であって、当該通所型サービスAの廃止又は休止の日以後においても引き続き当該通所型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し必要なサービス等が継続的に提供されるよう地域包括支援センター等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(通所型サービスAの基本的取扱方針)

第40条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するようその目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたらなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第41条 通所型サービスAの方針は、第3条に規定する事業の目的及び前条に規定する基本的取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別計画を作成するものとする。
- (3) 個別計画は、既に事業サービス計画等が作成されている場合は、当該事業サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

- (4) サービス事業所の管理者は、個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所型サービスAの管理者は、個別計画を作成した際には、当該個別計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所型サービスAの提供に当たっては、個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス事業所の管理者は、個別計画に基づくサービスの提供の開始時から少なくとも3月に1回は、個別計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況について当該サービスの提供に係る事業サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに少なくとも1回は、当該個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る事業サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) 通所型サービスAの管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別計画の変更を行うものとする。

(通所型サービスAの提供に当たっての留意点)

第42条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、地域包括支援センター等におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定事業者は、サービスの提供にあたり、利用者が虚弱な高齢者であることを十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わず、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第43条 指定事業者は、サービス提供を行っているときに利用者に病状の急

業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努めなければならない。

4 指定事業者は、サービスを提供する際は、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第44条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年9月29日魚津市告示第118号）

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日魚津市告示第57号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月17日魚津市告示第112号）

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和3年4月15日魚津市告示第137号）

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年10月20日魚津市告示第127号）

この告示は、公表の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和6年4月25日魚津市告示第110号）

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年6月11日魚津市告示第127号）

この告示は、公表の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
1 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	347単位
	(2) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	358単位
2 サービス提供体制強化加算	(1) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	88単位
	(2) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1月につき	176単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	72単位
	(4) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1月につき	144単位
	(5) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1月につき	24単位
	(6) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1月につき	48単位
	(7) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（Ⅳ）	1月につき	24単位
3 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	所定単位× 92/1,000
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	所定単位× 90/1,000
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき	所定単位× 80/1,000
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	1月につき	所定単位× 64/1,000
	(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）1	1月につき	所定単位× 81/1,000
	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）2	1月につき	所定単位× 76/1,000
	(7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅵ）	1月につき	所定単位×

	遇改善加算（V）3		79／1,000
	（8） 介護職員等処 遇改善加算（V）4	1月につき	所定単位× 74／1,000
	（9） 介護職員等処 遇改善加算（V）5	1月につき	所定単位× 65／1,000
	（10） 介護職員等処 遇改善加算（V）6	1月につき	所定単位× 63／1,000
	（11） 介護職員等処 遇改善加算（V）7	1月につき	所定単位× 56／1,000
	（12） 介護職員等処 遇改善加算（V）8	1月につき	所定単位× 69／1,000
	（13） 介護職員等処 遇改善加算（V）9	1月につき	所定単位× 54／1,000
	（14） 介護職員等処 遇改善加算（V）10	1月につき	所定単位× 45／1,000
	（15） 介護職員等処 遇改善加算（V）11	1月につき	所定単位× 53／1,000
	（16） 介護職員等処 遇改善加算（V）12	1月につき	所定単位× 43／1,000
	（17） 介護職員等処 遇改善加算（V）13	1月につき	所定単位× 44／1,000
	（18） 介護職員等処 遇改善加算（V）14	1月につき	所定単位× 33／1,000

備考

別表に関する実施上の留意事項等については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）の取扱いに準ずるものとする。